

宍道湖東部浄化センター低濃度P C B廃棄物の収集運搬・処分業務委託

仕 様 書

1. 業務の目的

本業務は、宍道湖東部浄化センター旧特高変電所に保管されている低濃度P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の収集運搬及び処分を適正に行うことを目的とする。

2. 準拠基準等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次によるものとする。

- （１）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- （２）島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（別添）
- （３）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- （４）その他関係法規

3. 業務の場所

島根県宍道湖東部浄化センター

4. 履行期間

契約の日から令和7年10月30日まで

5. 契約の方法

一般競争入札による

6. 廃棄物の種類及び数量等

- （１）廃棄物の種類及び数量
別紙「処分機器一覧表」のとおり
低濃度P C B廃棄物（変流器） 9台
- （２）変流器の仕様
別紙「既存変流器（CT）仕様書」のとおり
- （３）P C B分析結果
別添「試験結果報告書」のとおり
- （４）保管場所
別添「位置図」及び「平面図ほか」のとおり
宍道湖東部浄化センター 旧特高変電所内
- （５）保管状況
別紙「保管状況（低濃度 PCB 廃棄物：変流器）写真」のとおり

7. 業務の内容

- （１）廃棄物の搬出及び運搬（車輛への積み込みを含む）
- （２）廃棄物の処分
- （３）必要な書類の作成及び提出
- （４）その他必要とする業務

8. 特記事項

- （１）契約締結時に廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づき無害化処理認定を受けた者であることの証の写しを提出すること
- （２）契約締結後速やかに業務計画書及び業務責任者通知書を提出すること